

山梨県公報

第五百七十七号

令和七年

七月七日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………	三六三
○指定納付受託者の指定(二件)……………	三六三
○都市計画事業の認可……………	三六四
訓令	
○山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	三六四
公告	
○令和七年度行政書士試験の実施……………	三六四
○一般競争入札について……………	三六九
企業局	
○山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………	三七〇
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出……………	三七〇
正誤	
○令和七年三月二十八日付号外第十一号中……………	三七二

告示

山梨県告示第二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 上野原市桑久保字うにやど二三五一、字境沢二三九六、字瀧ノ沢二二九三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨県知事 長 崎 幸太郎
京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード等を利用して納付する山梨県立博物館の使用料
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) AMERICAN EXPRESS
 - (五) Diners Club
 - (六) 銀聯
 - 2 次に掲げる電子マネー
 - (一) 交通系IC
 - (二) iD
 - (三) WAON
 - 3 次に掲げるコード決済
 - (一) PayPay

- (二) au PAY
- (三) d払い
- (四) メルペイ
- (五) 楽天ペイ
- (六) Alipay
- (七) WeChat Pay
- (八) 銀聯QR
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日
- 三 指定納付受託者に納入させる歳入 やまなしくらしねっと電子申請システムを利用して納付する手数料
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) Diners Club
 - (五) AMERICAN EXPRESS
 - 2 PayPay
 - 3 Payeasy
- 五 指定納付受託者に納付させる期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画ごみ処理施設 山梨西部広域ごみ処理施設
- 二 施行者の名称 山梨西部広域環境組合
- 三 事業施行期間 令和七年七月七日から令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 山梨県中央市大字浅利字沼久保地内
 - 2 使用の部分 なし

訓 令

山梨県訓令甲第二十一号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年七月七日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「産業政策部」を「総合県民支援局」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 令和七年度行政書士試験の実施
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月七日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望 月 達 史

1 試験期日 令和7年11月9日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験場	所在地
桃源文化会館	南アルプス市飯野2971
山梨県流通センター（流通会館）	中央市山之神流通団地2-6-1

3 試験の科目及び方法

（1）試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

（2）試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 試験案内の掲載及び配布

（1）試験案内は、公示以降、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに掲載します。

(<https://gyosei-shiken.or.jp>)

（2）試験案内・受験願書の配布を希望する者には、下記ア、イにより配布します。

ア 窓口での配布

- ・ 窓口での配布期間：令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）
- ・ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間
山梨県総務部 行政法務課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館 3階	8:30～17:00
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎	

峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢 7 7 1 - 2 南巨摩合同庁舎	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
中北地域県民センター	韮崎市本町 4 - 2 - 4 北巨摩合同庁舎	
富士・東部地域県民センター	都留市田原 2 - 1 3 - 4 3 南都留合同庁舎	
やまなし観光推進機構	甲府市丸の内 1 - 8 - 1 1 O B I ビル 3 階	
山梨県行政書士会	甲府市丸の内 3 - 2 7 - 5 山梨県行政書士会館	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(注) 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布しません。

イ 郵送による配布とその請求方法

- ・ 郵送による配布の請求期間：令和 7 年 7 月 7 日（月）から同年 8 月 8 日（金）必着
この期間内に、下記の手続により請求があったものについて、令和 7 年 7 月 2 2 日（火）から郵送により配布します。
- ・ 請求方法：返信用封筒（角形 2 号の封筒に、住所・氏名・郵便番号を記載し 1 8 0 円分の切手を貼付したもの）を、下記の宛先まで郵送してください。

〒 2 5 2 - 0 2 9 9 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間：令和 7 年 7 月 2 2 日（火）午前 9 時から同年 8 月 2 5 日（月）午後 5 時まで
この期間におけるインターネットによる受験申込みは、2 4 時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、令和 7 年 8 月 2 5 日（月）午後 5 時で終了します。同日午後 5 時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページをご確認ください。

イ 受験手数料の払込み：クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

- ・ 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

- ・ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間：令和 7 年 7 月 2 2 日（火）から同年 8 月 1 8 日（月）消印有効

イ 受付場所：一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡

易書留郵便で郵送してください。令和7年8月18日（月）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類：受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

（3）受験手数料：10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験自体を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

（4）連絡先：一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

6 特例措置の実施

（1）身体機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

（2）受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「インターネットによる受験申込み」又は「郵送による受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。
ご相談受付期間：令和7年7月7日（月）から同年8月18日（月）

7 合格発表の日時及び方法

（1）日時 令和8年1月28日（水）午前9時

（2）方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載します。（掲載開始時間は合格発表日の午前中）

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年七月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする貸借物品等の名称及び数量

- (一) 名称 コンピュータシステム用機器等貸借
(二) 数量 一式

2 調達をする貸借物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 貸借期間 令和七年十月一日から令和十二年九月三十日まで

4 納入場所 入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県立宝石美術専門学校

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 3 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）に定める競争入札に参加することができる者であること。

なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和七年七月十四日（月）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和七年七月三十一日（木）までに当該参加資格を有すると認められた者であるものであること。

- 4 調達をする貸借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができること、物品を納入した後、山梨県立宝石美術専門学校事務局長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に山梨県立宝石美術専門学校事務局長の定めるところにより明らかにした者であること。

四 入札手続等

- 1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年七月三十一日（木）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において行う。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に五（二）の問合せ先に電話連絡すること。また、本件に係る入札説明会は実施しない。

- 2 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十号コクリ内山梨県立宝石美術専門学校
一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 3 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和七年八月十八日（月）午後二時

- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十号コクリ内山梨県立宝石美術専門学校八階会議室

- 4 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一〇〇三三山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十号山梨県立宝石美術専門学校宛てに令和七年八月十五日（金）午後五時までに到着するように送付すること。

- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。 (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。 (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。 (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。 6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 五 その他 1 入札及び契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨 (一) 言語 日本語 (二) 通貨 日本国通貨 2 入札保証金 規則第八八条の二の規定により、免除する。 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 4 違約金の有無 有 5 前払金の有無 無 6 最低制限価格の有無 無 7 契約書作成の要否 要 8 その他 (一) 詳細は、入札説明書による。 (二) 問合せ先 山梨県立宝石美術専門学校（電話〇五五―二三二―六六七） ※ Summary 1 Nature and quantity of the products to be procured: Long-term lease agreements of computer systems and equipment 1 set 2 Date and time for tender: 2:00PM August 18, 2025 3 Bureau in charge: Secretariat of the Institute of Gemology and Jewelry Art Yamanashi prefectural government 1-16-20 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-0031 Japan TEL 055-232-6671	山梨県企業局管理規程第七号 山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年七月七日 山梨県公営企業管理者 落 合 直 樹 山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（山梨県企業局事務委任規程の一部改正） 第一条 山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。 第三条第四号及び第三条の二第二号中「並びに週休日」を「、週休日」に改め、「含む。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。 （山梨県企業局事務決裁規程の一部改正） 第二条 山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。 別表第一第二号中「並びに週休日」を「、週休日」に、「に關すること」を「並びに休憩時間の設定に關すること」に改める。 別表第二第三号及び第四号、別表第三第三号並びに別表第三の二第二号中「並びに週休日の振替」を「、週休日の振替並びに休憩時間の設定」に改める。 附 則 この規程は、令和七年十月一日から施行する。 選挙管理委員会 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。 令和七年七月七日 山梨県選挙管理委員会 委員長 秋 山 洋
企業局	

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
中野たかひと共に進む会	中野 貴 民	渡 辺 泉	南都留郡富士河口湖町船津四六二〇―一一	令和七年五月十六日	令和七年五月十六日
らくみつかずお後援会	楽 満 一 生	楽 満 一 生	南都留郡富士河口湖町河口四五九―四	令和七年五月十二日	令和七年五月十二日
菊友会	堀 内 信 人	梶 原 幾 郎	南都留郡富士河口湖町大石九三―一	令和七年五月十七日	令和七年五月十七日
秀友会	小 佐 野 快	倉 澤 浩 美	南都留郡富士河口湖町勝山三〇五	令和七年六月二日	令和七年六月二日
土屋けんいち後援会	志 村 正 文	横 森 千 尋	甲州市塩山三日市場二七〇八―四	令和七年六月二日	令和七年六月六日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党河口湖支部	堀 内 昭 登	中 村 拓 郎	南都留郡富士河口湖町大石二七	令和七年四月一日	令和七年五月十四日
旧	自由民主党河口湖支部	井 出 総 一	渡 辺 美 雄	南都留郡富士河口湖町船津四〇	令和七年五月一日	令和七年五月十四日
新	自由民主党双葉支部	功 刀 千 斗 夫	田 辺 泰 明	甲斐市下今井一二九二―一七	令和七年五月一日	令和七年五月十四日
旧	自由民主党双葉支部	水 上 源 太 郎	田 中 邦 治	甲斐市下今井一六一一	令和七年五月十日	令和七年五月十一日
新	たくしん会		渡 辺 照 雄		令和七年五月十日	令和七年五月十一日
旧	たくしん会		深 沢 恵 子		令和七年五月五日	令和七年五月十一日
新	山梨県介護障害福祉事業者政治連盟	天 野 真 吾			令和七年五月五日	令和七年五月十一日
旧	山梨県介護障害福祉事業者政治連盟	中 込 俊 太			令和七年六月十日	令和七年六月十二日
新	山梨県ビルメンテナンス政治連盟	村 松 安 男	本 宮 健 志		令和七年六月十日	令和七年六月十二日
旧	山梨県ビルメンテナンス政治連盟	坂 本 哲 司	深 澤 良		令和七年六月十日	令和七年六月十二日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
楽 満 一 生	町議会議員	らくみつかずお後援会	南都留郡富士河口湖町河口四	楽 満 一 生	令和七年五月二日	令和七年五月二日

五九一四

十二日

十二日

正 誤

○ 令和七年三月二十八日（号外第十一号）山梨県規則第九号（山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則）
三五ページは次のとおりの誤り。

第1号様式（第3条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人の場合 は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為 の区域に含まれる 地域の名称											
雨水浸透阻害行為 に関する工事及び 対策工事の計画の 方針											
行為区域（対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるとき は、当該超える区 域を含む。）内の 土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面無)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面無)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面無)	飛行場 (のり面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	舗装され た土地 (のり面 に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた 土地	山地	植生に覆 われた のり面	林地・耕 地・原野 その他	合計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
行為区域（対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるとき は、当該超える区 域を含む。）内の 土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面無)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面無)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面無)	飛行場 (のり面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	舗装され た土地 (のり面 に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた 土地	山地	植生に覆 われた のり面	林地・耕 地・原野 その他	合計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の 計画	行為前の流出係数					行為後の流出係数					
	行為前の流出雨水量			m ³ /秒		行為後の流出雨水量			m ³ /秒		
	雨水貯留浸透施設の計画			名称		容量又は規模及び構造			管理者（帰属先）		
その他											

備考 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番